



産業建設課
お知らせ

お問い合わせは、下記まで。
産業振興班(☎63・3806)
建設班(☎63・3804)

森林の立木を伐採するときには

森林の立木を伐採しようとするときは、森林法に基づく伐採の届出等が必要です。

無届け、無許可による伐採をした場合、罰金に処せられる場合があります。

なお、1ヘクタール(10000㎡)を超える森林の開発行為を行う場合は、県への許可申請(林地開発許可申請)が必要です。

【届出等の時期について】

■普通林の場合

・伐採する90日～30日前までに届出が必要

■保安林の場合

・皆伐は、伐採面積の限度公表日から30日以内に県への

許可申請が必要

・天然林の択伐は、伐採する30日前までに県への許可申請が必要

・間伐または人工林の択伐は、伐採する90日～20日前までに届出が必要

【無届伐採に対する罰則】

■普通林の場合

・100万円以下の罰金に処せられる場合があります

■保安林の場合

・150万円以下の罰金に処せられる場合があります

詳しくは、町ホームページ

(<http://www.town.wakayama-hidakajip.jp/>)をご覧ください
か、産業建設課(☎63・3806)まで。



森林の土地の所有者届出制度

森林の土地を取得したときは届出が必要です。

■届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

■届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

■届出に必要な書類

①森林の土地の所有者届出書(役場産業建設課に用意しています。ホームページからダウンロードすることもできます。)
②その森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)
③その森林の土地の登記事項証明書、又は、土地の権利を取得したことがわかる書類(土地売買契約書・相続分割協議の目録等)の写し

詳しくは産業建設課(☎63・3806)または日高振興局林務課(☎24・2912)までお問い合わせください。

木造住宅耐震補強工事の補助対象工法を拡大します

低コスト

耐震改修工法の採用

これまで和歌山県では、基本的に国または(一財)日本建築防災協会が認めた工法を補助対象としていましたが、住宅の耐震化を更に促進するため、適切な評価を受けた耐震改修工法を補助対象に追加することにしました。

これにより、工法選択の幅が広がるため、工事費の削減や工期短縮などにつながるが考えられます。

■補助対象に追加する工法

愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の評価工法

空き家対策を推進します

制度拡充内容

- ・防災・衛生・景観など、地域住民の生活に影響を及ぼす空き家対策を推進するため、物件の状態に応じた対策を推進します。
- ・利用可能な空き家については、流通を促進させるにあたり、耐震化が必要であることから、所有者の負担軽減のために耐震化費用の一部を補助することとします。



利活用可能な空き家

流通の促進

- ①空き家所有者が空き家の流通について、下記いずれかに相談
【わかやま空き家バンク】：市町村空き家バンク担当窓口
：定住支援住宅管理機構(県住宅供給公社)
【マイホーム借り上げ制度】：(一社)移住・住みかえ支援機構
- ②旧耐震基準の住宅の場合、耐震化が必要であるため、市町村空き家バンク担当窓口もしくは上記団体から空き家の存在する市町村の耐震担当窓口を紹介
- ③空き家所有者が「耐震診断」の申込み
申込み時に、空き家の流通が担保出来る書面を添付
【わかやま空き家バンク】：HP登録画面、登録申請書、登録カード
【マイホーム借り上げ制度】：利用申込書(1面と5面の写し)
- ④診断の結果、耐震性がないことが確認された場合、「耐震補強設計」「耐震改修工事」の申込み
- ⑤耐震改修工事ののち、耐震性が確認された時点で、空き家が流通
※木造住宅の避難重視型補強(評点0.7以上にする)についても対象とする
市町村で工事完了を確認した書面の写しを申請者に交付



再利用が見込めない空き家

除却の促進

- ①県・町村会が、対策を必要とする事案を提案
- ②規制手法や助成制度など解決策を検討
 - ・空家等対策特別措置法、建築基準法、景観支障防止条例等による除却促進手法
 - ・除却後の跡地利用の促進 など
- ③市町村が解決に取り組む場合、県は技術面で協力

お問い合わせ / 空き家について
耐震について

総務政策課(☎63・2051)
産業建設課(☎63・3806)